

建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領

加賀市が発注する建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等業務の委託について競争入札参加資格審査を希望される業者の方は、この要領に従い、申請してください。

当該申請については原則、入札参加資格申請システムによる電子申請のみとなっておりますが、一時的な電気通信機器のトラブル等の理由により、やむを得ず電子申請ができない場合に限り、書面による申請を認めます。その場合は事前に加賀市管財課契約グループにお問い合わせください。

申請書を提出できる者の範囲

申請書を提出できる者は、次に掲げるすべてに該当する者です。

- (1) 申請書を提出する日において、建設業者にあつては建設業法に基づく建設業の許可を、測量・調査・設計・建設コンサルタント、補償コンサルタント業者においては測量法、地質調査業者登録規程、建築士法、建設コンサルタント登録規程、補償コンサルタント登録規定に基づく登録をしている者。ただし、建設工事の施行に付随する試験・調査等で法令に基づく登録を有しない者にあつてはこの限りではない。
- (2) 令和6年4月末日までに納期限の到来した国税、県税及び市税を完納している者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者、又は同条第2項に該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (4) 建設業者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

ア 建設業法第3条第1項の規定による許可を受け、同法第27条の23の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けている者で、許可行政庁に建設業法第27条の29項第1項の規定による総合評定値の請求をしている者

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業を営む事業主である個人又は団体にあつては、雇用する労働者が同法第4条第1項に規定する被保険者となったことについて、同法第7条の規定による届出をしている者

ウ 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第3項及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第6条第1項に規定する適用事業所の事業主である個人又は団体にあつては、当該適用事業所の事業主となったことについて、健康保険法第48条及び厚生年金保険法第27条の規定による届出をしている者

申請方法

申請は、申請システムによるデータ送信及び管財課契約グループあて（アドレス：keiyaku@city.kaga.lg.jp）に必要書類を添付したメールを送信することによって完了となります。

申請手続きについて

申請手続きの流れ（別ファイル参照）

① 利用者番号・パスワードの取得

以前に利用者番号・パスワードを取得されていない方のみ必要です。“【入札参加資格申請】利用者番号発行通知”のメールが届きます。

令和6年度までに加賀市に入札参加資格を申請している場合には、新たに利用者番号を取得しないでください。

② 申請書の作成

“申請（リンク）”をクリックして、必要項目をすべて入力します。必要項目はP3以降の内容となります。すべて入力して登録するとデータが送信されます。すでに利用者番号・パスワードを取得されている方はここからとなります。

③ 必要書類の送付

必要書類のデータは、システムの申請書データ入力後、1週間以内にメール送信してください。

④ 申請書などの確認

提出された申請書などを確認し、不備があれば再提出を求めます。

申請書データに内容の訂正などがある場合には、補正指示の依頼のメールが届きます。軽微な訂正の場合はこちらで職権訂正をし、この場合もメール（職権訂正の内容は明記されていないのでご自身で確認してください。）が届きます。電子申請による申請書で内容を確認し受理したときは、“【入札参加資格申請】受付審査終了通知”のメールが届きます。

⑤ 審査結果の通知

審査結果の通知を書面で送付します。

建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等業務の競争入札は、電子入札にて行います。電子入札の参加には、ICカード、カードリーダー等が必要となります。

なお、ICカード等の取得及び維持にかかる費用等については、業者の自己負担となります。

申請書の作成、提出（データ送信）

申請書の入力項目等については、次のとおりです。

（1）提供サービス一覧

“申請する”を押下します。

年度、申請の種類、工事・コンサルを間違えないように注意してください。

（2）申請先団体選択

“加賀市”にチェックをいれて“次へ”進みます。

（3）本社基本情報

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。（表の項目の**太字**は必須項目です。）

項目	入力	備考
法人・個人の区分		
商号又は名称		漢字には“株式会社”等を入力しないで下さい。 (株)や(有)等はドロップダウンリストから選択してください。 フリガナには“カブシキガイシャ”等を入力しないで下さい。小さい“ヨ”等は大きい“ヨ”等を入力して下さい。
代表者役職		区分が“法人”のみ
氏名		性と名の間に必ず全角スペースを入力して下さい。
郵便番号		ハイフン“-”を含む半角8桁を入力して下さい。
所在地	必要	【県内業者の場合】 都道府県、市町村名をドロップダウンリストから選択し、所在地(大字以下)を入力して下さい。 【県外業者の場合】 都道府県のみドロップダウンリストから選択し、それ以下を入力して下さい。
連絡先(電話番号)		市外局番からハイフンを含む半角入力
連絡先(FAX)		FAXをお持ちでない場合、入力不要です。 入力方法は上の同じです。
連絡先(メールアドレス)		携帯電話のメールアドレスは不可
県内外区分		本店所在地が石川県内か県外かを選択して下さい。
エコアクション21認証登録	不要	必須項目でないため特にチェックは必要ありません。
次世代育成雇用環境の整備		※ 加賀市内に主たる営業所を有する建設工事業者については、等級の格付における主観的数値の加点対象となります。(申請は任意で、別途申請書の提出が必要です。)
災害時における応急対策工事の協力者		
直前の2年間の石川県発注工事(委託業務)	不要	必須項目でないため特にチェックは必要ありません。
直前の2年間のその他官公庁発注工事(委託業務)		
いしかわ事業者版環境ISO登録		

(4) 申請担当者情報

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。



このボタンを押すと先に入力済の「申請者情報」が各項目に反映されます。

項目	入力	備考
区分	必要	“本人”は個人事業者のみ選択して下さい。
行政書士登録番号		代理申請をされた行政書士の方は登録番号を入力して下さい。
法人名		
所属		申請担当者の方の所属する部署課所名を入力して下さい。
氏名		性と名の間に必ず全角スペースを入力して下さい。
郵便番号		ハイフン“-”を含む半角8桁で入力して下さい。
所在地		【県内業者の場合】 都道府県、市町村名をドロップダウンリストから選択し、所在地(大字以下)を入力して下さい。 【県外業者の場合】 都道府県のみドロップダウンリストから選択し、それ以下を入力して下さい。
連絡先(電話番号)		市外局番からハイフンを含む半角入力
連絡先(FAX)		FAXをお持ちでない場合、入力不要です。 入力方法は上と同じです。
連絡先(メールアドレス)		携帯電話のメールアドレスは不可

(5) 企業基本情報

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。

項目	入力	備考
資本金・自己資本金	必要	審査基準日時点の額を千円単位で入力して下さい。(千円未満切捨て)
創業年月日		営業開始日を入力して下さい。
休業又は転(廃)業の期間		該当する期間がない場合は不要です。
現組織への変更日		申請日までに変更がない場合不要です。
営業年数		上記の創業年月日から審査基準日までの営業年数(休業等の期間を除く)。建設工事業者の場合は、総合評定値等の通知書に記載の年数を記入して下さい。
技術職員		審査基準日時点の当該申請に係る技術職員数を入力して下さい。

うち監理技術者数	不要	
事務職員	必要	審査基準日時点の当該申請に係る技術職員以外の数を入力して下さい。
その他職員		必ず“0”を入力して下さい。
障害者雇用率達成区分		審査対象ではありませんが、入力して下さい。 ※ 加賀市内に主たる営業所を有する建設工事業者については、等級の格付における主観的数値の加対象となります。(申請は任意で、別途申請書の提出が必要です。)
障害者人数	不要	
保有設備		
添付ファイル		
労働災害補償保険の加入	必要	審査対象ではないので“無”をチェックして下さい。

(6) 外資状況情報

“無”を選択し、“次へ”進みます。

(7) 契約実績情報（コンサル業者のみ）

“次へ”進みます。

（「No.6 工事（業務）経歴書」は、別途メールで送信）

(8) 有資格者名簿情報

【建設工事業者の場合】

“次へ”進みます。

（「No.5-1 技術職員名簿（総括表）及びNo.5-2 技術職員名簿」は、別途メールで送信）

【コンサル業者の場合】

技術者数は入力せず、“次へ”進みます。

（「No.5-1 技術職員名簿（総括表）及びNo.5-2 技術職員名簿」は、別途メールで送信）

(9) 財務諸表情報（コンサルのみ）

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。

項目	入力	備考
経常利益	必要	審査基準日直前の決算年度(事業年度)に係る資産状況を千円単位で入力して下さい。(千円未満切捨て) 「資本合計」は(5)企業基本情報で入力した「自己資本金」と同じものとなります。
税引前当期利益		
流動資産		
固定資産		
繰延資産		
資産合計		
流動負債		

固定負債		
資本合計		
払込資本金		
準備金・積立金等		
次期繰越利益(欠損)金		

(10) 適格組合証明情報

何も入力しないか、“無”を選択して“次へ”進みます。

(11) 売上実績情報（コンサルのみ）

審査基準日の決算年度（事業年度）及びその前年度の2ヶ年度における業務高について次のとおり必要項目をすべて入力して、“次へ”進みます。

※申請する業種の業務高についてのみ入力して下さい。

※申請する業種の業務高について実績のない場合は0を入力して下さい。

※補償コンサルタントを除く「その他」業務についてはその他（建設工事に関するもの）に入力して下さい。

※その他（建設工事に関しないもの）は入札参加資格審査の対象としない業種です。誤って入力しないようご注意ください。

項目	入力	備考
2年度前分決算期	必要	審査基準日直前の決算年度の前年度の期間。
1年度前分決算期		審査基準日直前の決算年度の期間。
売上実績		対象2か年の各業務高を千円単位で入力して下さい。(千円未満切捨て)

(12) 工事共通情報（建設工事のみ）

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。

項目	入力	備考
建設業許可番号	必要	申請日時点の建設業許可番号を半角6桁で入力して下さい
経審受審時許可番号		申請日時点と経審受審時点の建設業許可番号が違う場合のみ、経審受審時点の建設業許可番号を入力して下さい。
経営事項審査基準日		審査基準日を入力して下さい。
建設業労働災害防止協会加入区分		審査対象でないので“無”を選択して下さい。
建設業退職金共済制度加入区分		

(13) 納税情報

加賀市への納税の有無については“無”を選択し、“次へ”進みます。

(該当者は、「No.12 市税等納付状況調査同意書」を別途メールで送信)

(14) 契約営業所一覧

“選択” ボタンを押して、“次へ”進みます。

※ “申請辞退”にはチェックを入れないで下さい。

※加賀市との間で入札・契約を行うことができる営業所（本店又は支店）は1つですので“営業所追加” ボタンを押さないで下さい。

(15) 営業所基本情報

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。

項目	入力	備考
営業所名		加賀市に対する入札・契約権限を有する営業所等名を入力して下さい。 例)〇〇(株)加賀営業所→加賀営業所 本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「商号又は名称」と同じものとなります。
役職		営業所等代表者の役職を入力して下さい。 本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「代表者役職」と同じものになります。
氏名		営業所代表者の氏名を入力して下さい。姓と名の間は必ず全角スペースを入力して下さい。本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「氏名」と同じものとなります。
郵便番号	必要	営業所の所在地の郵便番号を入力して下さい。ハイフン“-”を含む半角8桁で入力して下さい。本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「郵便番号」と同じものとなります。
所在地		営業所の所在地を入力してください。 本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「所在地」と同じものとなります。 【県内業者の場合】 都道府県、市町村名をドロップダウンリストから選択し、所在地(大字以下)を入力して下さい。 【県外業者の場合】 都道府県のみドロップダウンリストから選択し、それ以下を入力して下さい。

連絡先(電話番号)	市外局番からハイフンを含む半角で入力して下さい。本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「電話番号」と同じものとなります。
連絡先(FAX)	FAXをお持ちでない場合、入力不要です。 入力方法は上と同じです。 本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「FAX番号」と同じものとなります。
連絡先(メールアドレス)	携帯電話のメールアドレスは不可 本店の場合は(3)本社基本情報で入力した「メールアドレス」と同じものとなります。
ISO9000s	審査対象ではありませんが、入力してください。
ISO14001	※ 加賀市内に主たる営業所を有する建設工事業者については、等級の格付における主観的数値の加点対象となります。(申請は任意で、別途申請書の提出が必要です。)
契約を締結する営業所の許可業種	建設工事業者の場合のみ表示されます。 営業所がもつ建設業許可の業種を選択してください。 許可の区分 1 一般 2 特定
本社／委任先区分	加賀市における入札・契約権限を持つ営業所などが「本社(本店)」か「委任先(支店)」かを選択してください。

(16) 登録事業情報 (コンサルのみ)

次のとおり必要項目をすべて入力し、“次へ”進みます。

項目	入力	備考
登録番号	必要	番号のみを半角で入力して下さい。
登録年月日		

(17) 工事 (コンサル) 業種情報

入札参加資格申請を申請する工種 (業種の詳細区分) を選択して“次へ”に進みます。

建設工事の場合、営業所基本情報の契約を締結する営業所の許可業種で選択した業種のみ選択可能です。

※ 実績のない工種 (業種) は申請できません。

必要書類の提出

必要書類（No.1～14のうち該当するもの）の提出は、原則メールの添付データとします。（申請システムのデータ送信後、1週間以内に必要書類をメールに添付し、送信してください。）なお、市の受信環境によりデータ容量が9MBを超える場合に受信できない場合がありますので、送信エラー等が発生した場合は、管財課契約グループまでご連絡ください。

メールの表題は「必要書類提出について（工事・コンサル）」としてください。

添付ファイルは、必要書類すべてを一括して圧縮ファイルとしてください。圧縮ファイル名は会社名とし、書類ごとのファイル名は書類名としてください。

例) 圧縮ファイル名 ●●株式会社

書類ファイル名 建設業許可証明書、営業所一覧表、使用印鑑届など

必要書類は、次のとおりです。

書類No.	書類の名称	建設業	測量・設計等 コンサルタント業	備考
1	建設業許可(登録)証明書又は許可通知書	○	—	
	業務に係る登録・許可等を証する書面	—	○	
2	納税証明書	国税（税務署発行）	○	○
		県税（石川県発行）（県内に本店、営業所等を有する場合のみ）	▲	▲
3	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書（写）	○	—	
4	営業所一覧表（該当者のみ）	▲	▲	
5-1	技術職員名簿（総括表）	○	○	加賀市様式
5-2	技術職員名簿	○	○	
5-3	経營業務の管理責任者証明書 （市内登録業者のみ）	▲	—	
5-4	専任技術者証明書 （市内登録業者のみ）	▲	—	
6	工事（業務）経歴書（直前2か年分）	○	○	
7	決算書（直前2か年分）	—	○	
8	使用印鑑届	○	○	加賀市様式 ※使用印鑑押印後 PDF化し提出
9	会社・法人の登記事項証明書（全部事項証明書） ただし、個人業者は代表者の身分証明書	○	○	

10	委任状（該当者のみ）	▲	▲	様式自由 ※押印後 PDF 化し提出
11	相手方登録申出書 （市内新規登録業者のみ）	▲	▲	加賀市様式 ※押印不要
12	市税等納付状況調査同意書 （市内業者のみ必要）	▲	▲	加賀市様式 ※押印不要
13	誓約書（該当者のみ）	▲	○	加賀市様式 ※押印後 PDF 化し提出
14	競争入札参加資格審査申請に係る主観的事 項審査申請書（該当者のみ）	▲	—	加賀市様式

※ 注意事項

- ・ 書類の様式は、国土交通省統一様式又は石川県様式に準ずる。（ただし、No.5-1、8、11、12、13 及び 14 は加賀市様式）
- ・ 各証明書の発行有効日は、申請書を提出する日の前 3 ヶ月以内とする。（納税証明書は除く。）
- ・ 提出部数は 1 部
- ・ No.2：納税証明書（国・県税に係る滞納無しの証明）

県内に本店、営業所等を有する業者	県 税（第 2 号の 3 様式）
	国 税（法人：その 3 の 3 様式） （個人：その 3 の 2 様式）
県内に本店、営業所等を有しない業者	国 税（法人：その 3 の 3 様式） （個人：その 3 の 2 様式）

- * 国税……法人税（法人）又は所得税(個人)及び消費税
- * 発行有効日は証明書を提出する日の前 1 ヶ月以内とする。
- ・ No.4：営業所ごとの名称、所在、電話番号及び建設業にあつては許可区分を明記すること。
- ・ No.5-3:建設業許可申請に添付する「経營業務の管理責任者証明書」の写しを提出してください。
- ・ No.5-4：建設業許可申請に添付する「専任技術者証明書」の写しを提出してください。
(専任技術者証明書がない場合は、同申請に添付する「専任技術者一覧表」でも可)
- 準市内業者として登録する場合は、加賀市内の営業所分について提出してください。
- ・ コンサルタント業者で確認済の現況報告書（全部）直前 2 か年分の写しをもって、No.5-2、6、7 は省略可。
- ・ No.9：会社・法人の登記事項証明書は全部事項証明書とし、原則現在事項証明書としますが、

履歴事項証明書でも可とします。

- No.10：本店から支店及び営業所へ権限を委任する場合に添付。
- 複数の業種（工事・コンサルタント）を申請される方は、同時に申請し、No.12、13 は 1 枚に記載してください。
- No.12：市内業者とは、加賀市内に本店又は契約締結権等を委任している営業所を有する事業者です。
- No.13：暴力団等排除条例関連の書類です。石川県知事の建設業許可を受けている建設業者は提出不要です。
- No.14：主観点数の加点に関する書類です。主たる営業所が加賀市内にある建設業者のみ申請することができます。主観点数による加点を希望される場合のみ提出してください。
- やむを得ず必要書類を郵送で提出する方で受付受理票希望の方は、切手を貼付し、返信先の住所・宛名を記入した返信用封筒又は葉書を同封してください。

【問い合わせ先】

〒922-8622

石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

加賀市総務部管財課契約グループ

TEL:0761-72-7810(直通)

FAX:0761-72-5650

E-mail:keiyaku@city.kaga.lg.jp